

2023年 8月 10日

## 要請書

富士急行との県有地裁判の敗訴にあたり、  
県民への謝罪と、巨額の弁護士費用等の返還を求める。

日本共産党山梨県委員会委員長 花田 仁  
日本共産党山梨県議会議員 名取 泰  
日本共産党山梨県議会議員 菅野幹子

山中湖畔県有地の賃貸借契約をめぐる県と富士急行の訴訟で、4日、東京高裁は県の請求を棄却し、一審同様、県の全面敗訴となった。裁判の結果をうけ、県民からは「裁判せずに賃料交渉すればよかったこと」「無駄な時間と無駄な巨額を費やしただけ」「なぜ、こんな裁判をしたのか説明をすべき」などの声が上がっている。

知事は記者会見で、みずからの責任に一言もふれず県民に対する謝罪もしなかった。しかし、富士急行との長年の契約を「違法無効」とする非常識な主張で裁判まで引き起こし、巨額の弁護士費用はじめ県民の税金を浪費し、県政に様々な歪みをもたらした責任は極めて重いものである。

### 「違法無効」という非常識な主張を押し通し裁判で全面敗訴

知事は、県と富士急行との契約について「違法無効」だと主張し、富士急行に損害賠償、不当利得を支払えと主張した。長年、県が賃料額を提示し、富士急行と交わしてきた契約を一方向的に「違法無効」とする、常識ではおよそありえない主張をすることで、富士急行と交渉による賃料引き上げの道をみずから閉ざし、結果、富士急行から県に対して契約の有効性の確認を求める訴訟を起こさせることになった。裁判でこうした県の主張は完全に退けられた。至極当然、当たり前前の判決であり、知事は、自らの主張が誤っていたことを認め、その責任について県民に謝罪すべきである。

### 巨額弁護士費用をはじめ多額の税金を浪費

知事は、無理な主張にもとづく一連の対応によって、巨額の弁護士費用をはじめ2億5000万円もの県民の税金を浪費した。数度にわたる不動産鑑定費、議会にはからず予算を流用して支出した6600万円の調査業務費、議会にはからず

専決処分で支出した弁護士費用 1 億 4300 万円、一審全面敗訴にも関わらず控訴した控訴手数料 2800 万円など、浪費された税金をあわせて 2 億 5000 万円を超える。こうした巨額の税金を無駄に費やした責任をどうとるのか。県民の負担とならない措置を求める。

### **甚だしい議会軽視**

議会对応で知事は、議会にはからず予算流用し調査業務費 6600 万円を支出する、弁護士費用 2 億円の当初予算を議会が否決したのに対し再議をかける、さらに、1 億 4000 万円もの弁護士費用を専決処分するなど強権的なやり方が相次いだ。こうした甚だしい議会軽視の対応に強く反省を求める。

また、県の弁護士費用は、それまで県の顧問弁護士への顧問料と訴訟委託料で対応してきたものから、旧日弁連報酬基準にもとづく弁護士費用の基準が突如つくられ、高額な弁護士費用の支出を認めるものに変更され今後禍根を残した。

さらに、ここに至るも知事は、裁判を継続したのは和解案を議会が受け入れなかったからだと主張している。しかし、そもそも和解案は南アルプス市の住民からの住民訴訟で提示された「和解案」であり、富士急行との裁判で提示されたものではない。また住民訴訟での「和解案」は裁判所が提示したものではない。

日本共産党は従来から安すぎる賃料を議会ですりあげ、富士急行と賃料交渉をすべきと主張してきた。契約賃料金額を提示してきた山梨県の責任を棚上げし、契約を「違法無効」とする一方的で非常識な主張は到底認められないと指摘し、巨額弁護士費用についても一貫して反対してきた。引き続き、この問題に関する責任の追及と検証に取り組むとともに、県有地が適正な賃料で貸付されるよう提案していくものである。

### **要請項目**

- ① 知事は臨時議会を開き、これまでの経過を説明するとともに、県民に謝罪すること。
- ② 弁護士費用はじめ、巨額費用を県民の負担とならない措置をとること。
- ③ 県が方針転換した経過、巨額弁護士費用の支出の経過、敗訴を受け入れた経過など、すべての会議録を公開すること。
- ④ 第三者による検証委員会を設置すること。 以上